山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金交付要綱

　山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金交付要綱をここに定める。

（趣旨）

第1条　この要綱は、商工会員事業者間の事業活動並びに相互振興を促進し、地域経済の持続的発展に資することを支援するため、商工会員施工業者により村内に存する店舗・事業所のリフォームを行う商工会員事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、山形村補助金等交付規則（平成23年山形村規則第6号以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 店舗・事業所　　　営業の用に供される商工会員事業者の施設をいう。（空き店舗含む。）

　（2） 個人住宅　　　　　自己の居住の用に供する建築物をいう。

　 (3)　併用住宅　　　　　建築物に個人住宅部分及び店舗・事務所、賃貸住宅等の部分がある建築物をいう。

　 (4)　改修工事　　　　　屋根、外壁、内装等の改修（空き店舗の場合は、新規出店等を可能にするため住宅と店舗の共有部分を分離する改修を含む。）で、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築確認を要しない軽易な工事をいう。

　 (5)　商工会員事業者　　村内に事業所を有する法人並びに村内に住所及び事業所を有する個人で商工会員である者をいう。（以下「補助対象事業者」という。）

　 (6)　商工会員施工業者　店舗・事業所の改修を行う施工業者は、村内に事業所を有する法人並びに村内に住所及び事業所を有する個人で商工会員である者をいう。（以下「施工業者」という。）

　（補助対象事業者及び補助対象店舗・事業所）

第3条　補助対象事業者は、前条(5)に該当する者とする。但し、商工会長が特に認める場合はこの限りではない。

2　補助対象となる店舗・事業所は、村内に存するもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

（1）補助対象事業者が所有し、自ら経営している店舗・事業所であること。

（2）補助対象事業者が所有し、貸し出している又は、貸し出そうとする店舗・事業所であること。

（3）補助対象事業者が賃借し、自らが経営するための店舗・事業所であること。

3　補助対象事業者が施工業者となり、第2項に該当する工事をすることはできない。

4　補助対象事業者にあっては、地域商工業等の活性化に寄与するものとする。

（補助対象となる工事）

第4条　補助対象となる改修工事は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

（1）商工会員の施工業者が請負又は、施工するものであること。

（2）一つの店舗・事業所について同一年度内１回とする。ただし、再募集はこの限りでない。

（3）前条に規定する店舗・事業所に係わるものであること。

（4）申請年度において、他の改修工事に関する助成制度との重複はできない、ただし、資金等に関わる助成等はこの限りでない。なお、山形村商工振興条例における施設に関する助成との重複はできない。

（5）毎年度、４月１日以降に着手し、当該年度の２月末日までに完了するものであって、補助金の交付申請をする日において、改修工事に着手していないものとする。

2　補助対象となる改修工事において、社会通念上、華美、奢侈、贅沢と判断されるものは補助対象外とする。

（補助対象経費）

第5条　補助交付対象となる店舗・事業所の改修に要する経費（以下「補助対象経費」という。）は、２０万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上のものとする。

（補助金の額）

第6条　補助金の額は、補助対象経費に１００分の２０を乗じて得た額（千円未満切り捨て）で、３０万円を上限とする。

2　工事内容の変更または値引き等により補助対象経費に減額が生じた場合、補助金の額は減額するものとし、補助対象経費に増額が生じた場合は、補助金の額の増額は行わないものとする。

（補助金の交付申請）

第7条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、商工会長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式2号）

（2）収支予算書（様式3号）

（3）工事請負契約書の写し

（4）工事内訳の分かる見積書の写し

（5）改修工事部分を標記した店舗・事業所等の位置図、平面図及び立面図

（6）改修工事を行う部分の施工前の状態が確認できる写真

（7）賃借物件の場合は所有者の承諾書（様式17号）

（8）建築物の所有者が確認できる書類

（9）その他商工会長が必要と認める書類

2　補助金の交付申請の受付は、直接持参の方法として先着順に行うものとする。

（補助金の交付決定）

第8条　商工会長は前条に規定に該当する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認められるときは、速やかに交付決定をし、山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第9条　補助対象事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業について、内容を変更しようとするときは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

　　(1)　変更事業計画書（様式第6号）

　　(2)　変更収支予算書（様式第3号）

　　(3)　その他商工会長が必要と認める書類

2　商工会長は、前項の規定する変更の申請があったときは、その内容を審査、補助金額の変更が適正と認めたときは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第10条　補助対象事業者は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金中止申請書（様式第8号）を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　商工会長は、前項の規定する中止の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業補助金中止承認通知書（様式第9号）により、補助対象事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助対象事業者は補助事業の完了日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月１０日のいずれか早い日までに、山形村商工会店舗・事業所リフォーム補助事業実績報告書（様式第10号）に次の書類を添付して、商工会長に提出しなければならない。

（1）収支決算書（様式第3号）

（2）領収書の写し

（3）改修工事を行った部分の施工後の状態が確認できる写真

（4）その他商工会長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　商工会長は前条に規定する実績の報告を受けたときは、その報告に係る書類を審査し、適正と認めたときは補助金額を確定し、山形村商工会店舗・事業所リフォーム事業補助金確定通知書（様式第11号）によりに補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条　補助対象事業者は前条の補助金確定通知書を受領した日から10日以内に山形村商工会店舗・事業所リフォーム事業補助金交付請求書（様式第12号）を商工会長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第14条　商工会長は、補助対象事業者が虚偽、又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の全額又は一部について期限を定めて返還させることができるものとする。

（店舗・事業所リフォーム施工業者の登録）

第15条　施工業者に登録しようとするものは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム事業施工業者登録申請書（様式第13号）に次の書類を商工会長に提出しなければならない。

（登録の決定）

第16条　商工会長は、前条に規定する登録の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム事業施工業者登録証（様式第14号）を施工業者へ交付するものとする。

（登録内容の変更又は廃止）

第17条　施工業者は、登録内容に変更等が生じたときは、次の各号の掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を商工会長に提出して、登録内容の変更又は廃止の申請をしなければならない。

（1）施工業者の登録内容を変更又は修正するときは、山形村商工会店舗・事業所リフォーム事業施工業者変更登録申請書（様式第15号）

（2）施工業者の登録を廃止しようとするときは、山形村店舗・事業所リフォーム事業施工業者廃止申請書（様式第16号）

2　廃止をした施工業者は前条の規定により交付された山形村店舗・事業所リフォーム事業施行業者登録証（様式第14号）を速やかに返還するものとする。ただし、再登録は可能とする。

（要綱の変更）

第18条　この要綱の変更は、理事会の承認を得るものとする。

（補則）（平成３０年６月１４日理事会承認）

第19条　この要綱に定めるものの他、必要な事項は、商工会長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年６月１５日から施行する。